

## 地域再生基本方針の一部変更について（概要）

平成 29 年 8 月  
内閣府地方創生推進事務局

### 1. 一部変更の趣旨

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号。以下「企業立地促進法改正法」という。）及び農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成29年法律第48号。以下「農工法改正法」という。）の施行に伴い、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）について、条項ずれ等所要の変更を行うもの。

### 2. 一部変更の内容

#### （1）企業立地促進法改正法の施行に伴う変更

企業立地促進法改正法附則第13条において地域再生法（平成17年法律第24号）の一部を改正することに伴い、地域再生基本方針について所要の変更を行う。

- 「産業集積形成等基本計画」を「地域経済牽引事業促進基本計画」に改める。

#### （2）農工法改正法の施行に伴う変更

農工法改正法附則第5条において地域再生法の一部を改正することに伴い、地域再生基本方針について条項ずれ等所要の変更を行う。

- 「遊休工場用地等に導入する産業の特例」を削除
- 引用法令の条項ずれの修正